

ブリーチの誓約書

大阪市西区九条2 - 21 - 9
オリヴ美容室
大和好彦

ブリーチは、大変リスクを伴う技術です。

今、産婦人科医師・医院数が減少しているとのこと、これは、熟練した産婦人科医であっても、高齢出産の増加に伴う事故が増加し、産婦人科医はその責任を問われる訴訟を受ける可能性が高いことから敬遠されるからではないでしょうか？

訴状が気軽におこなえる時代になり、誠意を持った技術を行っていても思いもよらぬ事故や感情的なことから訴訟が増加し、リスクの大きい技術は敬遠傾向にあります。

ブリーチも、十分に経験をつみ、十分な対策をしていても事故の可能性は必ずあります。

最近のブリーチ施術店の減少の理由のひとつがこの責任問題であると言っても過言ではないのです。

そこでこの誓約書を印刷し、必要事項を書き入れ、ご持参していただきたく思います。

誓約

1：ブリーチの危険性やその頭皮、頭髪等人体への傷害の可能性を認識し、万が一の事故時にはなんら不服申し立てをしないことを誓い、貴店での施術を希望します。

危険性とは・・・かぶれやただれ等皮膚炎症や抜け毛、切れ毛など施術による一切の危険性

傷害とは・・・痛み、かゆみ、ひふの傷、肌のはれ、頭髪等の傷み等施術による一切の傷害

誓約年月：平成 年 月 日

住所

氏名

印

電話番号

この誓約書をもって薬剤メーカーの指定する施術方法ではなく、当店の研究によるオリジナルな施術方法をもって、最高の技術を提供することを誓うものとします。

万が一の事故のときはその一切の責任は負いかねます。

この書面を2通(ご本人保存用はなくても可)作成し、1通をブリーチ時またはブリーチ相談時に持参ください。

誓約文章作成平成21年1月29日

大阪市西区九条2 - 21 - 9

有限会社オリヴ

オリヴ美容室

代表大和好彦

